

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)東工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 24-13 週休2日推進工事に要する費用	<p>一般管理費の対象額について、以下のどちらでお考えでしょうか。</p> <p>①「週休2日推進に係る補正額」と「週休2日補正に係る諸経費額」を加えず、補正前の設計金額</p> <p>②「週休2日推進に係る補正額」と「週休2日補正に係る諸経費額」を加えた金額</p> <p>③ その他(対象額を具体的に教えてください)</p> <p>土木工事積算基準 第2編 間接工事費及び一般管理費、特記仕様書、どちらにも一般管理費の週休2日補正についての記載がないため、ご教示ください。</p>	<p>一般管理費の計上については、「週休2日推進に係る補正額」を考慮します。</p> <p>「週休2日補正に係る諸経費額」については、特記仕様書24-13-2に示すとおりです。</p>
2	特記仕様書 24-13-3 (3) 稼働率による補正	<p>① 土木工事積算基準 第7編 土工 の稼働率について、「土工」で使用される全ての機械について、記載の稼働率に補正するのでしょうか、ご教示下さい。</p>	<p>特記仕様書24-13-3(3)に示すとおりです。</p>